

改正

平成16年4月1日告示第146号

平成19年3月23日告示第43号

平成21年3月30日告示第63号

平成23年3月29日告示第57号

平成24年3月28日告示第53号

平成29年4月27日告示第66号

平成30年3月30日告示第53号

平成31年3月1日告示第17号

令和2年3月27日告示第44号

令和5年3月29日告示第76号

雫石町土地開発調整委員会設置要綱を次のように定め、平成14年4月1日から適用する。

雫石町土地開発調整委員会設置要綱

(目的)

第1 この委員会は、雫石町における無秩序な土地等の開発を防止し、総合的かつ合理的な開発を図ることを基本理念とし、町において土地等の開発を行う者に対し協力を要請し、公共、公益的施設の整備を図り、もって本町の健全な発展と町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「土地の開発」とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいうが、特定工作物の建設による土地の区画形質行為も含むものとする。

(調整対象)

第3 この委員会において調整する事項は、次のとおりとし、関係法令等による開発規制調整主管課は別表のとおりとする。

(1) 国土利用計画法に基づく届出

(都市計画区域内5,000㎡以上、外10,000㎡以上)

(2) 都市計画法に基づく届出〔(開発行為の事前協議)都市計画区域内3,000㎡以上、外10,000㎡以上〕

(3) 岩手県ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱に基づく事前協議

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設設置

(5) その他（自然環境保全に対する法律等）

2 宅地開発等に係る土地開発については、別に定める「宅地開発等事前協議に係る指導基準内規」に基づき、併せて指導及び調整を行うものとする。

（事前協議）

第4 雫石町内において前条に規定する「土地の開発」を行おうとする者は、各種関係法令等の協議を行う前に、町長に開発行為に関する事前協議書（別記様式）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の提出があったときは、速やかに委員会又は幹事会において調整等を行い、これに伴う必要な指示等を、書類提出した者に行うものとする。

（組織）

第5 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副町長、副委員長は総合政策課長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、防災課長、町民課長、農林課長、観光商工課長、地域整備課長、上下水道課長、教育委員会生涯文化スポーツ課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

（職務）

第6 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めた場合は委員会に関係担当者及び町内各関係団体職員の出席を求めて意見を聴することがある。

3 委員長は、会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、回議して会議の調整等に代えることができる。

（幹事会）

第8 委員会に、資料収集及び専門的な調査検討を行うため、必要に応じて幹事会を置く。

2 幹事会は、総合政策課長及び委員長が指名する職員をもって構成し、幹事長は総合政策課長をもって充て、副幹事長は幹事の中から幹事長が指名する職員をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

（庶務）

第9 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

前 文 (抄) (平成16年4月1日告示第146号)

平成16年4月1日より適用する。

前 文 (抄) (平成19年3月23日告示第43号)

平成19年4月1日より適用する。

附 則 (平成21年3月30日告示第63号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日告示第57号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日告示第53号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月27日告示第66号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第53号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日告示第17号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和2年3月27日告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第76号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3関係)

開発関係法令等開発行為の調整主管課

法令等調整事項	主管課
(1) 道路法並びに河川法等に関すること。	地域整備課
(2) 都市計画法及び建築基準法等に関すること。	地域整備課

(3) 下水道法等に関する事。	上下水道課
(4) 上水道等に関する事。	上下水道課
(5) 農地法及び農振法に関する事。	農業委員会及び農林課
(6) 農道及び農業水利等に関する事。	農林課
(7) 漁業権等に関する事。	農林課
(8) 林地開発及び保安林等に関する事。	農林課
(9) 消防法等の施設に関する事。	防災課
(10) 道交法等交通安全施設に関する事。	防災課
(11) 文化財保護に関する事。	生涯文化スポーツ課
(12) 保健衛生及びゴミ処理等に関する事。	町民課環境対策室
(13) 公害防止対策に関する事。	町民課環境対策室
(14) 自然環境保全関係法令に関する事。	観光商工課
(15) 国土法及び公拓法に関する事。	地域整備課
(16) 企業誘致に関する事。	観光商工課
(17) 宅地開発等事前協議に係る指導基準内規に関する事。	総務課、町民課環境対策室、地域整備課及び観光商工課
(18) その他必要と認められる事項	

	番	号	
	年	月	日
幸石町長 殿	住 所 氏 名 連絡先 (Tel)		
印			
開発行為に関する事前協議書			
次の開発計画について、事前指導を受けたく協議します。			
記			
1 開発事業の名称			
2 開発区域の位置	幸石町		外 筆
3 開発区域の面積	m^2		
4 設計説明書	別紙のとおり		
5 添付資料			
(1) 位置図（縮尺 1/25,000又は1/50,000）			
(2) 区域図（公図等）			
(3) 土地利用計画図（縮尺 1/1,000）			
(4) 法人の登記事項証明書、会社概要書等			